第二十号の四様式別表一記載要領4中「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に改め、同表記載要領5⑴中「第48条の13第7項」を「第48条の13第9項」に、同表記載要領5⑵中「第48条の13第16項」を「第48条の13第18項」に改め、同表記載要領6⑴中「第48条の13第7項」を「第48条の13第9項」に、同表記載要領6⑵中「第48条の13第16項」を「第48条の13第18項」に改める。

第二十号の四様式別表二の表中「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、「補正後の従業者数②×⑤÷$\frac{12.3}{100}$　⑧」を「補正後の従業者数②×⑤÷標準税率　⑧」に改める。

第二十号の四様式別表三記載要領1中「第48条の13第5項ただし書」を「第48条の13第7項ただし書」に改め、同表記載要領3中「国税の控除限度額④」を「法人税の控除限度額④」に、「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に改め、同表記載要領に次のように加える。

4　「補正後の従業者数⑧」の欄は、各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を法第314条の4第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数を記載すること。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第二十号の四様式別表三記載要領1中「第48条の13第7項」を「第48条の13第9項」に改める。

第二十号の四様式別表四記載要領1中「第48条の13第16項」を「第48条の13第18項」に改める。

第二十号の四様式別表五記載要領1中「第48条の13第19項」を「第48条の13第21項」に改める。

第二十号の四様式別表六記載要領1中「第48条の13第26項」を「第48条の13第28項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表一記載要領4の改正規定（「当期発生額②」の欄の金額（」の次に「連結地方法人税個別帰属額及び」を加える部分に限る。）、第七号の二様式の表の改正規定、第七号の二様式記載要領の改正規定（同様式記載要領4⑵中「第6号様式別表4の2」を「第7号の2様式別表2」に改める部分を除く。）、第七号の二様式別表一の表、第七号の二様式別表一記載要領、第七号の二様式別表二の表、第七号の二様式別表二記載要領、第七号の二様式別表三記載要領1、第七号の二様式別表四記載要領1、第七号の二様式別表五記載要領1及び第七号の二様式別表六記載要領1の改正規定、第二十号様式別表一記載要領4の改正規定（「当期発生額②」の欄の金額（」の次に「連結地方法人税個別帰属額及び」を加える部分に限る。）並びに第二十号の四様式の表、第二十号の四様式記載要領、第二十号の四様式別表一の表、第二十号の四様式別表一記載要領、第二十号の四様式別表二の表、第二十号の四様式別表二記載要領、第二十号の四様式別表三記載要領1、第二十号の四様式別表四記載要領1、第二十号の四様式別表五記載要領1及び第二十号の四様式別表六記載要領1の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十二号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の規定に基づき、生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令

第一条　生活保護法（以下「法」という。）別表第一の一の項の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定により支給される年金である給付の額及び支給期間に関するものとする。

第二条　法別表第一の二の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。

一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十一条第一項の規定により請求することができる未支給の保険給付（次号から第十一号までに掲げる保険給付に係るものに限る。）

二　労働者災害補償保険法第十二条の八第二項の規定により支給される保険給付（同条第一項第二号に掲げる休業補償給付、同項第三号に掲げる障害補償給付（同法第十五条第一項の障害補償年金に限る。）又は同法第十二条の八第一項第四号に掲げる遺族補償給付（同法第十六条の遺族補償年金に限る。）に限る。）

三　労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の規定により支給される傷病補償年金

四　労働者災害補償保険法第二十二条の二第一項の規定により支給される休業給付

五　労働者災害補償保険法第二十二条の三第一項の規定により支給される障害給付（同条第二項の障害年金に限る。）

六　労働者災害補償保険法第二十二条の四第一項の規定により支給される遺族給付（同条第二項の遺族年金に限る。）

七　労働者災害補償保険法第二十三条第一項の規定により支給される傷病年金

八　労働者災害補償保険法附則第五十九条第一項の規定により支給される障害補償年金前払一時金

九　労働者災害補償保険法附則第六十条第一項の規定により支給される遺族補償年金前払一時金

十　労働者災害補償保険法附則第六十二条第一項の規定により支給される障害年金前払一時金

十一　労働者災害補償保険法附則第六十三条第一項の規定により支給される遺族年金前払一時金

2　法別表第一の二の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。

一　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第七条の規定により支給される障害年金

二　戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条第一項の規定により支給される遺族年金

三　戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条第二項の規定により支給される遺族給与金

3　法別表第一の二の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第五条第一項の規定により支給される留守家族手当の額及び支給期間に関するものとする。

4　法別表第一の二の項第四号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。

一　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条の三第一項の規定により請求することができる未支給の失業等給付（次号から第十一号までに掲げる失業等給付に係るものに限る。）

二　雇用保険法第十三条第一項の規定により支給される基本手当（同法附則第五条第一項の規定により支給されるものを含む。）

三　雇用保険法第三十六条第一項の規定により支給される技能習得手当

四　雇用保険法第三十六条第二項の規定により支給される寄宿手当

五　雇用保険法第三十七条第一項の規定により支給される傷病手当

六　雇用保険法第四十五条の規定により支給される日雇労働求職者給付金

七　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により支給される教育訓練給付金

八　雇用保険法第六十一条第一項の規定により支給される高年齢雇用継続基本給付金

九　雇用保険法第六十一条の二第一項の規定により支給される高年齢再就職給付金

十　雇用保険法第六十一条の四第一項の規定により支給される育児休業給付金

十一　雇用保険法第六十一条の六第一項の規定により支給される介護休業給付金

6　法別表第一の二の項第六号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十九条第一項の規定により支給される特別遺族給付金（同条第二項の特別遺族年金に限る。）の額及び支給期間に関するものとする。